

# 令和8年度 事業計画書

自：令和8年4月15日

至：令和9年3月31日

一般社団法人 四大学未来共創連合

## 1. 事業の目的

一般社団法人 四大学未来共創連合（以下「本法人」という。）は、国立大学法人お茶の水女子大学、国立大学法人東京外国語大学、国立大学法人東京科学大学、国立大学法人一橋大学の四大学による大学等連携推進業務を行うことにより、東京を拠点とする四大学の緊密な連携の推進に基づく、深い専門性と広い視野を兼ね備えた人材の育成及び学際・複合領域の研究推進並びにこれらの成果の社会発信・社会実装を実現することを目的とし、設置されたものである。

本法人は、この目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) 人材育成に関すること
- (2) 研究・イノベーション創出に関すること
- (3) 教育研究成果等の社会発信・社会実装に関すること
- (4) 共同教育プログラムの実施に関すること
- (5) 共同研究等の実施に関すること
- (6) 学生及び教職員の交流に関すること
- (7) その他目的を達成するために必要なこと

令和8年度は本法人の設立初年度であり、法人の体制整備や効率的な事業運営の検討など法人の基盤整備を進めるとともに、文部科学大臣への大学等連携推進法人の認定に関する申請を行い、本事業年度内の認定を目指す。さらに翌事業年度以降の各事業の実施に向けた準備に取り組むこととする。

## 2. 事業の計画

### (1) 法人運営関係

#### (i) 会議・委員会の開催

本法人の事業運営及び財務等に関する重要事項の審議を行うため、次の会議を開催する。

- (1) 社員総会
- (2) 理事会

また、本法人における事業の円滑な遂行を図るため、運営委員会及びその傘下に教育・研究などの連携推進事業別にWGを設置するものとし、適宜開催する。

(ii) 事務局の運営

国立大学法人東京科学大学内に本法人の事務局を設置し、本法人の事務業務を行う。本年度は、主に以下の事項を進める。

- (1) 事務局の体制及び機能の強化
- (2) 法人運営に必要となる各種規則等の策定準備
- (3) 各大学間のスムーズな情報共有を図ることにより、効果的な大学間の連携体制の構築

(iii) 広報活動

本法人の活動周知や情報提供などのため、ホームページを構築し、情報発信を強化するための体制を整備する。

(iv) 大学等連携推進法人の認定に関する申請

文部科学大臣への大学等連携推進法人の認定に関する申請を行い、本事業年度内の大学等連携推進法人の認定を目指す。

## (2) 大学等連携推進業務関係

(i) 教育面に関すること

四大学が共同して実施する共同教育プログラムを設置・運営するとともに、次年度以降の新たな展開を見据えて、以下のような取組みを行う。

- (1) 四大学による学士課程の新たな共同教育プログラムとして、2026年4月からFLIP複合領域コースとして「FLIP 国際協力コース」を開始し、運用を行う。
- (2) 2027年4月開始に向けて、新たな学士課程のFLIP複合領域コースのテーマや運営方法等について、検討していく。また、大学院課程の新たな共同教育プログラムについても、テーマ等について検討に着手する。
- (3) 四大学の学生が参加する学生交流イベントの2026年度中の開催に向けて、検討していく。

(ii) 研究面に関すること

4大学それぞれの大学の専門領域を生かしつつ自由で緩やかな連携を通して、さまざまな学際的な研究の取組みを進める四大学未来共創連合22世紀コンソーシアムを中心に、以下のような取組みを行う。

- (1) 「微重力ラジオ」の配信などを通じて、多様な専門性を持つ研究者が、現在・未来の課題について議論を重ね、“微重力思考“による検討を展開していく。
- (2) 地域における融合研究事業として、島根県出雲市などと地域の課題解決について、住民の方々と連携しながら、多分野の研究者によるボトムアップ型アプローチによる協働・共創による取組を進める。
- (iii) 大学運営等に関すること  
大学間連携による大学の諸機能の向上・効率化等に向けた検討に着手する。

### (3) その他

特になし